

令和7年度 総会議案書

日時：令和7年5月30日（金）

午後4時00分～午後5時00分

会場：中野区役所6階 603～605会議室

中野区立中学校PTA連合会

総会次第

総 会 （午後4時00分～午後5時00分）

1. 開会の辞
2. 令和6年度 中P連会長挨拶
3. 令和6年度 校長会会長挨拶
4. 来賓挨拶・紹介
5. 議長選出
6. 議事
 - ① 議事(1)令和6年度 事業報告
 - ② 議事(2)令和6年度 決算報告
 - ③ 議事(3)令和6年度 監査報告
 - ④ 質疑応答及び承認
 - ⑤ 議事(4)令和7年度 役員候補者選出案報告
 - ⑥ 令和7年度 中P連会長挨拶
 - ⑦ 議事(5)令和7年度 ワーキングチーム(WT)
及びワーキンググループ(WG)メンバー紹介
 - ⑧ 令和7年度 校長会会長挨拶
 - ⑨ 議事(6)令和7年度 活動方針案審議
 - ⑩ 議事(7)令和7年度 予算案審議
 - ⑪ 質疑応答及び承認
7. 議長解任
8. 閉会の辞

中野区立中学校PTA連合会
令和6年度 事業報告

所属	内容	活動日
会長会	定例会 執行部・役員会・臨時会長会 副会長会	8回(8・11・12・1月未開催) 随時開催 4月14日
改善要望書WT	各校学校訪問(定例会時開催) 改善要望書作成・提出	毎回開催 5月～8月
合同進路相談会WT	参加依頼文書作成・高校への架電 参加高校への開催要領郵送・協力員向け説明 合同進路相談会開催・開催後お礼状発送	6月 6月 7月(開催日7月13日)
中P連だよりWT	中P連だより第80号発行 中P連だより第81号発行	7月16日 3月4日
各種研修会WG	役員・委員研修会 全体研修会	9月28日 未開催
スポーツ大会WG	卓球・バレーボール大会キャプテン会議 卓球大会 バレーボール大会	6月・9月・10月 11月30日 12月7日
ホームページWG	ホームページ運営	随時
各WT・WG	チーム会議、グループ会議	随時
その他	総会・懇親会 校長会との懇談会 総体連合陸上競技大会(総体陸上) 区長・教育長との懇談会 教育委員会事務局幹部との懇談会 連合文化発表会 教育委員との懇談会 中学生意見発表会 4区懇談会 中野区賀詞交歓会 新旧会長引継研修会	5月17日 6月20日 9月24日 10月1日 10月18日 11月3日 11月22日 12月14日 12月21日 1月6日 3月20日
対外関係	各委員が出席	随時

中野区立中学校PTA連合会
令和6年度 収支決算報告書

収入合計2,919,130円 支出合計2,470,072円 差額残金449,058円

※残金は次年度へ繰り越します。

《収入》

(単位：円)

項目	年度予算	実績額	差額	備考
会費	1,055,400	1,080,000	24,600	3,600世帯×300円(教員含む)
保険代金	1,171,450	1,241,120	69,670	単Pからの保険代金(9校分)
雑収入	0	597	597	銀行利息等
繰越金	597,413	597,413	0	
運営基金取崩金	0	0	0	
合計	2,824,263	2,919,130	94,867	

《支出》

項目	年度予算	実績額	差額	備考	
運営費	会議費	180,000	124,346	55,654	会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇親会他
	渉外費	10,000	10,000	0	小P連関係、周年行事
	交通費	100,000	83,300	16,700	顧問相談役、事務局への交通費支給、車両使用時のガソリン代等
	印刷費	120,000	122,662	▲2,662	総会資料印刷、会長会レジュメ印刷他
	事務局携帯電話料	30,000	37,812	▲7,812	事務局専用携帯電話料金
	通信費	10,000	2,420	7,580	振込手数料、書類郵送料
	賃借料	0	0	0	物品倉庫レンタル料(更新料含む)
	事務費	15,000	0	15,000	事務用品
	雑費	20,000	20,105	▲105	中P連ポロシャツ購入、他の支出項目に該当しない経費
	小計	485,000	400,645	84,355	
活動費	改善要望書WT	1,000	0	1,000	改善要望書印刷代
	合同進路相談会WT	200,000	190,516	9,484	
	中P連だよりWT	300,000	257,540	42,460	中P連だより(80号81号)印刷、配送料等
	各種研修会WG	40,000	0	40,000	研修会講師謝礼等
	スポーツ大会WG	100,000	57,600	42,400	バレーボール大会、卓球大会運営費
	ホームページWG	30,000	22,651	7,349	サーバーレンタル料、ドメイン更新料
	連合文化発表会関連費	10,000	0	10,000	
小計	681,000	528,307	152,693		
総務費	分担金	15,000	15,000	0	教育振興会分担金
	慶弔費	20,000	5,000	15,000	
	保険代金	1,171,450	1,241,120	▲69,670	収入の部の保険代金と同額
	事務局費	180,000	180,000	0	
小計	1,386,450	1,441,120	▲54,670		
その他	特別会計積立金	100,000	100,000	0	
	予備費	171,813	0	171,813	
	小計	271,813	100,000	171,813	
合計	2,824,263	2,470,072	354,191		

《特別会計》

項目	前年度積立	今年度積立	利息	合計	備考
運営基金	2,073,179	100,000	233	2,173,412	三菱UFJ銀行中野駅前支店

上記のとおり報告します。

中野区立中学校PTA連合会

令和7年4月15日

会長

大橋正明

会計

高野久美子

会計

上田麻子

上記、収支決算書の監査の結果、相違ないことを承認します。

令和7年4月25日

監査(校長会)

尾石智洋

監査

佐藤励仁

中野区立中学校 P T A 連合会

令和 7 年度 役員

役職名	氏 名	学 校
会 長	守山 算哉	南中野中学校 東京都中野区南台 5 丁目 2 2-1 7
副会長	加藤 由理恵 高野 久美子 竹之内 勝 (校長会)	第二中学校 北中野中学校 中野中学校
会 計	相川 梓 前田 諭史	第七中学校 中野東中学校

会計監査	原山 真由美 (中野中学校前会長)
	尾石 智洋 (校長会) (北中野中学校)
相談役	小鹿原 徳人 (北中野中学校元会長)
顧問	大橋 正明 (第七中学校前会長)
	鈴木 辰也 (中野東中学校前会長)
事務局	瀧本 和江 (第二中学校元会長)
	日野 崇 (南中野中学校前会長)
	富永 美紀 (中野東中学校元会長)

*校長会中 P 連窓口・・・神藤 陽平 (南中野中学校)

中野区立中学校PTA連合会

令和7年度 所属名簿

◎印リーダー

改善要望書ワーキングチーム	◎ 大月 啓介 (中野中) 他 全会長
合同進路相談会ワーキングチーム	◎ 根本 香織 (緑野中) 他 全会長
中P連だよりワーキングチーム	◎ 佐藤 励仁 (第五中) 他 全会長

各種研修会 ワーキンググループ	佐藤 励仁 (第五中) 前田 諭史 (中野東中)
スポーツ大会 ワーキンググループ	根本 香織 (緑野中) 横山 文彦 (明和中)
ホームページ ワーキンググループ	相川 梓 (第七中) 大月 啓介 (中野中)

対外委員会

関 係 先	出 席 者
中野区教育振興会	守山 算哉 (南中野中)
中野区国際交流協会	加藤 由理恵 (第二中)
中野区学校給食運営委員会	相川 梓 (第七中)
放課後子ども教室運営推進事業運営委員会	佐藤 励仁 (第五中)
中野区非行を生まない社会づくり連絡会	守山 算哉 (南中野中)
中野区防災対策連絡協議会	根本 香織 (緑野中)
中野区交通安全対策協議会	横山 文彦 (明和中)
西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟会	根本 香織 (緑野中)
中野区地域スポーツクラブ中部運営委員会	前田 諭史 (中野東中)
中野区地域スポーツクラブ南部運営委員会	加藤 由理恵 (第二中)
中野区地域スポーツクラブ鷺宮運営委員会	高野 久美子 (北中野中)
中野区子どもの権利委員会	大月 啓介 (中野中)

令和7年度 中P連活動方針

【基本方針】

単位PTA相互の連携を深め、中野区立中学校PTA活動の活性化に努めることにより、中野の子どもたちの健全な育成を図り、中野区の教育の発展と向上に貢献する。

【中P連スローガン】

一校の問題は中野区立中学校の問題として
共に考え学び行動する

上記基本方針を達成するために、以下を本年度活動要旨とする。

【本年度活動要旨】

1. 各単位PTA活動の充実を図るため、役員・委員等を対象とした研修を行い、学びと情報交換の場をつくる。
2. 青少年を取り巻く地域の環境向上のため、地域・行政と協働する。
3. 各校の教育環境の充実を図るため、学校・行政と協働する。
4. スポーツ大会を開催するなどして、各単位PTA会員相互の親睦および健康の増進を図る。
5. 広報紙およびホームページなどを通じ、中P連の活動や有意義な情報を発信する。
6. 各関係団体との親交・連携を深め、地域一体となって子どもの健全な育成を図る。

中野区立中学校PTA連合会 令和7年度予算

＜収入＞

(単位：円)

項目	予算額	備考
会費	1,080,000	世帯×300円(昨年度実績)
保険代金	1,241,120	単Pからの保険代金(9校分)(昨年度実績)
雑収入	0	利息など
運営基金取崩金	0	
①今年度収入合計	2,321,120	

②前年度繰越金	449,058	
---------	---------	--

収入合計(①+②)	2,770,178	
-----------	-----------	--

＜支出＞

項目	予算額	備考	
運営費	会議費	150,000	会長会・副会長会・役員会・執行部会・総会、各種懇親会他
	渉外費	10,000	小P連関係、周年行事他
	交通費	100,000	顧問相談役、事務局への交通費支給、車両使用時ガソリン代、費用弁償他
	印刷費	130,000	総会資料印刷、会長会レジュメ印刷他
	事務局携帯電話料	40,000	事務局携帯電話料金
	通信費	10,000	振込手数料、書類郵送料
	賃借料	0	物品倉庫レンタル料
	事務費	10,000	事務用品
	雑費	25,000	中P連ポロシャツ購入(新人会長へ)、他の支出項目に該当しない経費
	小計	475,000	
活動費	改善要望書WT	1,000	
	合同進路相談会WT	280,000	会場設営用備品レンタル料、案内状送料など
	中P連だよりWT	300,000	広報紙発行代(年2回)、配送料他
	各種研修会WG	0	研修会講師謝金他(R7年度は研修会実施なし)
	スポーツ大会WG	60,000	大会運営協力料(バレーボール、卓球)
	ホームページWG	30,000	サーバーレンタル料、ドメイン更新料他
	連合文化発表会関連費	10,000	連合文化発表会での活動諸経費
小計	681,000		
総務費	分担金	15,000	教育振興会分担金
	慶弔費	20,000	
	保険代金	1,241,120	単Pからの保険代金(9校分)(昨年度実績)
	事務局費	180,000	事務局3名×60,000円
小計	1,456,120		
その他	特別会計積立金	0	R7は積立なし
	予備費	158,058	
	小計	158,058	
合計	2,770,178		

＜特別会計＞

項目	前年度積立	今年度積立	今年度取崩	合計	備考
運営基金	2,173,412	0	0	2,173,412	三菱UFJ銀行中野駅前支店からゆうちょ銀行の定期に移行

*運営基金は、将来予測される会員数減少による会費の収入減に備えるとともに、年度会計が不足した場合又は中P連としての活動に必要な場合場合に補填する。

中野区立中学校P T A連合会

会 則

- 第1条 本会は中野区立中学校連合会P T A連合会（中P連）と称する。
- 第2条 本会は事務所を中P連会長在任校に置く。
- 第3条 本会は中野区に設置された区立中学校P T A（単位P T A）相互の親睦を図り、連携を密にし、区立中学校振興のため協力することを目的とする。
- 第4条 本会は中野区立中学校の各会員をもって組織する。
- 第5条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総会は、本会の最高議決機関であり、単位P T A代表者5名（内会長、校長を含む）をもって構成される。
議決手段については適宜判断するものとする。
 2. 執行部会は、この会の会長、副会長をもって構成し、外部機関・団体との調整を行い中P連の円滑な運営について協議する。
 3. 役員会は、この会の役員をもって構成し、総会で決定承認された事項の処理、緊急必要な会務の処理にあたる。
 4. 会長会は、単位P T A会長及び代表校長をもって構成し、単位P T A間の情報交換、ワーキングチームおよびワーキンググループの総合調整、その他緊急必要な事項について協議する。
 5. ワーキングチームおよびワーキンググループは単位P T A会長をもって構成し、この会の事業達成のために必要な会議等を招集し、実施の任にあたる。
詳細は細則に記す。
- 第6条 本会に次の役員と会計監査を置く。
- 会 長 1名
会議を招集し、会務を統轄する。
- 副会長 3名（内1名は校長）
会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 会 計 2名
本会の会計事務を行う。
- 会計監査 2名（内1名は校長）
本会の会計を監査する。
- 第7条 役員は各単位P T A会長の（代表校長については各学校長）互選により決定し、総会の承認を受ける。その任期は一会計年度とする。但し再任は妨げない。
- 第8条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。事務局は会長の意を受けて会務にあたる。
- 第9条 本会に相談役と顧問を置くことができる。
- 第10条 会の会費は、各単位P T Aの分担金により運営する。但し、必要ある場合は臨時徴収できる。分担金の額は細則に定める。
- 第11条 本会の会計は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 本会の会則の改訂は、会長会にはかり、総会の承認を受けなければならない。
- 第13条 この会の細則については、会長会において審議決定するものとする。
- 附 則 本会則は令和3年5月13日から適用する。

昭和35年9月13日	改正
昭和37年6月19日	改正
昭和48年6月25日	改正
昭和49年6月17日	改正
昭和52年6月7日	改正
昭和59年6月2日	改正
昭和63年6月4日	改正
平成元年5月28日	改正
平成10年5月29日	改正
平成20年5月19日	改正
平成22年5月18日	改正
平成23年5月28日	改正
平成24年5月25日	改正
平成26年5月22日	改正
令和3年5月13日	改正

中野区立中学校PTA連合会 細則

- 第1条 この会の会費は、各単位PTA年間300円×会員数（世帯数）とする。
- 第2条 この会に区立中学校の教育環境の整備および子どもたちの学力および学習意欲の向上体力の向上、心身の健康の保持に寄与すると共に、各単位PTAの会員相互の交流促進と会員意識の高揚を図ることを目的として、以下の3つのワーキングチーム（以下：WTと称す）と3つのワーキンググループ（以下：WGと称す）を組織し、活動を行うものとする。
- また、この他に特別な案件がある場合は必要に応じて特別委員会等を設置し活動する。それぞれの選出人数、活動等の詳細は内規にて定める。
1. 改善要望書ワーキングチーム（9名）
 2. 合同進路相談会ワーキングチーム（9名）
 3. 中P連だよりワーキングチーム（9名）
 4. 各種研修会ワーキンググループ（2名）
 5. スポーツ大会ワーキンググループ（2名）
 6. ホームページワーキンググループ（2名）
 7. 特別委員会（9名）
- 第2条2 上記以外で新たにWTまたはWGを設置する場合は、会長会において決定するものとし、次年度の総会で報告し、必要に応じて細則および内規の改訂を行うものとする。
- 第3条 この会に特に功労があった者に対して感謝状を贈呈することができる。
- 第4条 この会の相談役、顧問は会長が任免する。
- 第5条 事務局の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第6条 相談役、顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第7条 校長1名以外の会計監査の選任については、会の特殊性を鑑み、かつて会員資格を有した者も該当するものとし、任期は一会計年度とする。
- 第8条 この会に携わる者の慶弔については、執行部一任とする。
- 第9条 ソーシャルメディアポリシーについて
連合会及び会員各位のより良いコミュニケーションを実現するため、SNS等による以下のような行為は控えるものとする。
行為が以下のいずれかに該当する場合、本会から離脱するよう勧告することがある。
- (1) 本会役員の承諾なく、第三者の個人情報をも特定、開示、漏洩する行為
 - (2) 本会、その他の第三者に損害を与える行為

- (3) 情報を改ざんする行為
- (4) 営利を目的とする行為
- (5) 本会、その他の第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (6) 本会、その他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- (7) 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (8) 選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する行為
- (9) 本会の運営を妨げる行為
- (10) 利用する各 SNS 運営会社の定める不正行為に該当する行為
- (11) その他当会が不適切と判断する行為

附則 本会細則は令和3年5月13日より適用する。

中野区立中学校PTA連合会 内規

細則第2条における役割分担、方法等については原則として以下の通りとする。

- 改善要望書WT→リーダーを選任し、役割・校正等を9名で分担する。
- 合同進路相談会WT→リーダーを選任し、準備・運営等を9名で分担する。
- 中P連だよりWT→リーダーを選任し、企画・校正等を9名で分担する。
- 各種研修会WG→2名を担当者に選任し、各種研修会の立案・企画を行う。
- スポーツ大会WG→2名を担当者に選任し、各サークルと総合調整等を行う。
- ホームページWG→2名を担当者に選任し、管理・運営を行う。
- 特別委員会→委員長を選任し、特別案件について9名で活動等を行う。
- リーダー及び担当者は、必要に応じて会長会等において報告等を行う。
- 「改善要望書WT」、「合同進路相談会WT」、「中P連だよりWT」のリーダーについては原則として役員（連合会長、連合副会長、会計）以外の者がその任にあたるものとする。
- 「各種研修会WG」、「スポーツ大会WG」、「ホームページWG」の担当については原則として役員（連合会長、連合副会長）以外の者がその任にあたるものとする。
- 特別委員会の委員長については原則として会長9名により互選するものとする。
- 会則第5条の5により、行政、教育委員会、校長会、副校長会、単位PTA等との意見交換、合同進路相談会および各種研修会・スポーツ大会等を開催する。
また、中P連だよりやホームページを通じて積極的に情報発信を行い、会員以外に対しても広く活動を伝播する活動を行い、本会の目的を達成するものとする。

附則 本会細則は令和5年5月19日より適用する。

